

岩手・宮城内陸地震災害復旧・復興推進本部の廃止について

1 災害復旧・復興推進本部の廃止方針

災害復旧・復興推進本部について、災害救助法関連業務が概ね終了する 7 月末をもって廃止し、今後は各部局において個別に対策を継続する体制に移行することとしたい。

【考え方】

各部局における今後の取組予定において、部分的に復旧治山工事等が継続しており、住宅の再建途上にある被災住民もいるところであるが、国道 342 号が開通したこと及び被災住民の住宅再建が進展していることから、災害復旧・復興推進本部としての役割は終了し、各部局の通常業務体制で、仮設住宅入居者への今後の対策など個別対策を継続する体制にシフトして対応したい。

○ 参 考

岩手・宮城内陸地震災害復旧・復興推進本部設置要綱

(所掌事務)

第 2 条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 復旧状況の総合的な把握及び連絡調整に関すること。
- (2) 被害状況等の把握に関すること。
- (3) インフラの復旧に関すること。
- (4) 被災住民の生活再建の支援に関すること。
- (5) 被災地のコミュニティの再生に関すること。
- (6) 産業（観光・農林水産業・製造業など）の再生・振興に関すること。
- (7) その他、被災地域及び周辺地域の復旧・復興に関すること。
- (8) 上記 1 から 7 に関する所掌事務のほか、対外的な窓口、市町村及び関係機関との連携に関すること。

(廃止)

第 7 条 本部は、平成 20 年岩手・宮城内陸地震に係る復旧・復興の推進が概ね完了したと認めるときに廃止する。